

木津川市ボランティア基金設置要綱

(目的)

第1条 木津川市における地域福祉の向上をめざし、福祉活動に関する地域住民・民間団体の自主的で継続的なボランティア活動を育成・助長することを目的として、社会福祉法人木津川市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）定款第1条に基づき「木津川市ボランティア基金」（以下、「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金は、130,674,740円とする。

2 前項の規定にかかわらず必要があるときは前項の基金に追加して積立することができる。

3 前項の規定により積立が行われたときは、基金の額は積立相当額増額する。

(基金の構成)

第3条 基金は次の各号をもって構成する。

- (1) 木津川市の助成金
- (2) 寄付金
- (3) 共同募金配分金
- (4) その他の収入

(基金の管理運用)

第4条 この基金は、金融機関への預金、その他最も安全かつ確実有利な方法で管理するものとする。

2 この基金の運用から生じる運用益は、事務費を除く全額を基金設置要綱第5条に示したボランティア活動の育成・振興に充てるものとする。

3 基金の効果的な運用を図るため、別途「木津川市ボランティア基金運営要綱」を定める。

(助成の対象事業)

第5条 基金の運用益をもって助成する対象事業は、次のとおりとする。

- (1) ボランティア活動を振興するための学習及び研修事業
- (2) ボランティア活動の振興に広く活用できる調査研修事業
- (3) ボランティア活動のための機器・機材の整備援助事業
- (4) ボランティアグループによる開発的・モデル的活動
- (5) ボランティア活動の基盤づくりのための福祉教育及び啓発事業
- (6) 市社協登録ボランティアの行う事業
- (7) 基金造成のための啓発事業
- (8) その他、ボランティア活動の育成・推進のために必要と認めたもの

(管理運営委員会の設置)

第6条 基金の円滑な運営を図るため、基金造成や運用益の配分等に関し、市社協会長の諮問に応じて必要な事項を審議するため、木津川市社会福祉協議会定款第38条の規定により管理運営委員会を置く。

2 管理運営委員会に関し必要な事項は別に定める。

(基金の処分の制限)

第7条 基金の原資は、取り崩しできない。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、令和2年12月21日から施行する。